



Tax Watch Update

Issue No. 2

2013 年 2 月

法人所得税	2
付加価値税	3
外国人契約者税	4
租税条約 (DTA)	5

要約

- ▶ 該当する中小企業、又は特定事業の企業は 2013 年の第 1 四半期の見込納税額に関して、6 ヶ月納付を延期でき、2013 年の第 2 四半期及び第 3 四半期の課税額は 3 ヶ月延期できます。

法人所得税（法人税）

納税の延期

2013 年 1 月 7 日付政府より発行された Resolution 02/2013/NQ-CP によって、常勤者 200 名以下、200 億ドン以下の年間売上の中小企業、又は特定な事業で 300 名以上の常勤者の企業などの企業は法人所得税の納税に関して、以下の通りに納税延期されます。

- ▶ 2013 年の第 1 四半期の見込税額は 6 ヶ月延期されます。
- ▶ 2013 年の第 2 四半期及び第 3 四半期の見込税額は 3 ヶ月延期されます。

延期の対象となる見込納税額には、ファイナンス、銀行、保険、証券、ゲーミング、特別売上税の対象となる商品の売買・サービスから発生する利益にかかる法人税は含まれません。

財務省が政府より下記の優遇措置の検討、国民議会へ提案の指定を受けました。

- ▶ 2013 年 7 月 1 日より常勤者の 200 名以下の常勤者、200 億ドン以下の年度売上の中小企業に対して 20%の税率が適用されます。（予定より 6 ヶ月早く実施）
- ▶ 2013 年 7 月 1 日より住宅に関する規定に基づいて、公共の住宅の投資・売買事業に対して、10%の税率が適用されます。

要約

- ▶ 控除法でVAT納税額の計算する企業は2013年1月～3月の納税額に対して、6ヶ月延期されます。
- ▶ 海外の会社にコンサルティングサービスを提供する場合、又は代理として商品を販売して、手数料を受ける場合、税率0%を適用される輸出サービスと認められません。
- ▶ インプットVATの控除に関して、電子マネーオンライン決済サービスを提供する会社を経由して支払を行う場合、サービス提供会社及び銀行の確認書が銀行決済による支払の証明書と見なされます。
- ▶ 海外で商品を売買する際、輸出インボイスを発行する必要があります。
- ▶ 資本金、株主数、株主の拠出資金を変更しないプロジェクト譲渡活動は10%のVAT率の対象となります。

付加価値税 (VAT)

納税の延期

200名以下の常勤者、200億ドン以下の年間売上の中小企業、又は特定な事業で300名以上の常勤者の企業などで控除法により納税額の計算する企業は2013年1月～3月期間の納税額に対して、6ヶ月延期されます。

延期される付加価値税の対象にはファイナンス、銀行、保険、証券、ゲーミング、特別売上税の対象となる商品・サービスの売買などの事業に課税される付加価値税は含まれておりません。

サービスの輸出に関する付加価値税

税務総局より2013年1月16日付けOL 211/TCT-CSが発表されて、ベトナムで恒久的施設を有するために、税率0%の非対象となるケースは下記の通りです。

- ▶ 子会社が海外の親会社にコンサルティングサービスを提供する場合（フィジビリティースタディー、プロジェクトに関する情報を収集など）
- ▶ ベトナム企業が海外会社の代理として商品を販売して、手数料を受ける場合。

銀行決済による支払の証明書

税務総局より2013年1月4日付けのOL42/TCT-CSが発表されて、インプットVATの控除に関して、電子マネーオンライン決済サービスを提供する会社を経由して支払を行う場合、銀行決済による支払の証明書としてサービス提供会社及び銀行の確認書が必要となります。

ペイパル決済による支払う場合、ペイパルがベトナムにはビジネス拠点を有しないため、国営銀行のガイダンスを受ける必要があります。

インボイスの使用

ホーチミン税務局発表の2012年12月28日付けのOL10230/CT-THTによると、海外で商品を売買する企業は当該の販売に対して輸出インボイスを発行する必要があります。

プロジェクト譲渡に適用されるVAT

税務総局より2013年1月5日付けのOL60/TCT-DNLが発表されて、プロジェクトを譲渡する際、資本金、株主数、株主の拠出資金が変更にならない場合でも10%のVAT率の対象となります。

譲渡価格が土地賃貸料を含める場合、課税対象額（VATの計算）には土地賃貸料を含めておりません。

要約

- ▶ 2012年3月1日より発生したローン利息は5%の外国契約者税が課税されます。与信契約書に基づく手配手数料、約定手数料は恒久的施設を有しない場合、租税条約によりベトナムの法人所得税が免税される可能性があります
- ▶ 外国契約者がハイブリッド法で納税金を計算する場合、プロジェクト主より支払われる前払い額に対して、課税される外国契約者税を申告、納税する必要があります。

外国契約者税

ローン利息に対する外国契約者

税務総局より2013年1月18日付けOL 259/TCT-CSが発表されて、ローン利息に対する外国契約者税は下記の通りです。

- ▶ 2012年3月1日までに発生したローン利息は2012年3月1日以降に支払う場合、10%の外国契約者税が課税されます。
- ▶ 2012年3月1日より発生したローン利息は5%の外国契約者税が課税されます。
- ▶ 与信契約書に基づく手配手数料、約定手数料は恒久的施設を有しない場合、租税条約によりベトナムの法人所得税が免税される可能性があります。

前払い額に対する外国契約者税

税務総局より2013年1月2日付けOL 02/TCT-CSが発表になり、外国契約者がハイブリッド法で納税金を計算する場合、プロジェクト主より支払われる前払い額に対して、課税される外国契約者税を申告、納税する必要があります。月中に何度も支払われる場合、月次申告、納税が認められます。

要約

- ▶ 2013年1月11日のベトナム・シンガポール租税条約を修正する第2議定書の有効日に従って、税務上の適用日がベトナムにおいては2014年1月1日、シンガポールにおける2015年1月1日となります。。

租税条約 (DTA)

ベトナム。シンガポール租税条約を修正する議定書の有効日

税関総局より2013年2月4日付けOL 453/TGT-HTQTが発表になり、ベトナム・シンガポール租税条約を修正する議定書の有効日は下記の通りです。

- ▶ 議定書の有効日：2013年1月11日
- ▶ 税務上の適用日：ベトナムにおける2014年1月1日、シンガポールにおける2015年1月1日。
- ▶ 情報交換：ベトナムとシンガポールにおける2013年1月11日

ベトナム・シンガポール租税条約を修正する第2議定書の明細について、弊社の2012年9月のTax Alertをご参照ください。

お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイ事務所

Huong Vu パートナー
huong.vu@vn.ey.com

Thanh Trung Nguyen ディレクター
thanh.trung.nguyen@vn.ey.com

Trang Pham ディレクター
trang.pham@vn.ey.com

The Gia Tran ディレクター
the.gia.tran@vn.ey.com

佐藤 行洋 日系企業担当マネージャー
Yukihiro.Sato@vn.ey.com

ホーチミン事務所

Christopher Butler パートナー
christopher.butler@vn.ey.com

Nitin Jain パートナー
nitin.jain@vn.ey.com

Sarah Jubb エグゼクティブ・ディレクター
sarah.jubb@vn.ey.com

Thinh Xuan Than ディレクター
thinh.xuan.than@vn.ey.com

Thy Anh Huynh ディレクター
thy.anh.huynh@vn.ey.com

小野瀬 貴久 日系企業担当インドシナ統括ディレクター
Takahisa.onose@vn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction
| Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している16万7,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供しておりません。

©2011 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

FEA no. 16000280

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。